

平成20年3月期 中間決算短信 (非連結)

平成19年11月9日

上場会社名 日本マニュファクチャリングサービス株式会社 上場取引所 JQ
 コード番号 2162 URL <http://www.n-ms.co.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 小野 文明
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役 執行役員コーポレート本部長 (氏名) 末廣 紀彦 TEL (03) 5333-1711
 半期報告書提出予定日 平成19年12月21日

(百万円未満切捨て)

1. 19年9月中間期の業績 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)

当社は平成19年10月25日に上場しており、前中間期にかかる開示を行っていないため、前中間期数値及び対前期増減率の記載を行っておりません。

(1) 経営成績 (%表示は対前年中間期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年9月中間期	8,188	(-)	164	(-)	152	(-)	81	(-)
18年9月中間期	—	(-)	—	(-)	—	(-)	—	(-)
19年3月期	15,322		423		427		234	

	1株当たり中間(当期)純利益	潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益
	円 銭	円 銭
19年9月中間期	3,953 25	—
18年9月中間期	—	—
19年3月期	11,371 51	—

(参考) 持分法投資損益 19年9月中間期 一百万円 18年9月中間期 一百万円 19年3月期 一百万円

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
19年9月中間期	4,001	892	22.3	43,327 25
18年9月中間期	—	—	—	—
19年3月期	3,937	811	20.6	39,374 00

(参考) 自己資本 19年9月中間期 892百万円 18年9月中間期 一百万円 19年3月期 811百万円

(3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
19年9月中間期	△182	△33	100	1,206
18年9月中間期	—	—	—	—
19年3月期	311	△85	△360	1,322

2. 配当の状況

	1株当たり配当金		
	中間期末	期末	年間
(基準日)			
	円 銭	円 銭	円 銭
19年3月期	—	—	0 00
20年3月期(実績)	—	—	0 00
20年3月期(予想)	—	—	—

3. 20年3月期の業績予想 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(%表示は対前期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
通 期	百万円 % 18,000 (17.5)	百万円 % 530 (25.1)	百万円 % 500 (17.0)	百万円 % 290 (23.8)	円 銭 13,422 20

(注) 1株当たり当期純利益は、公募株式数(1,000株)を含めた期末予定発行済株式数21,606株により算出しております。

4. その他

(1) 中間財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの)

- ① 会計基準等の改正に伴う変更 有
- ② ①以外の変更 無

(注) 詳細は、19ページ「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」をご覧ください。

(2) 発行済株式数(普通株式)

- ① 期末発行済株式数(自己株式を含む) 19年9月中間期 20,606株 18年9月中間期 1株 19年3月期 20,606株
- ② 期末自己株式数 19年9月中間期 1株 18年9月中間期 1株 19年3月期 1株

(注) 1株当たり中間(当期)純利益の算定の基礎となる株式数については、25ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(将来に関する記述等についてのご注意)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる仮定及び業績予想のご利用にあたっての注意事項については、3ページ「1. 経営成績 (1) 経営成績に関する分析」をご覧ください。

1. 経営成績

(1) 経営成績に関する分析

① 当中間期の経営成績

当中間会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高騰による原材料の値上がり、米国における信用力の低い個人向け住宅融資（サブプライムローン）問題に端を発する株式市場の低迷等、景気動向に対する不安要素があったものの、国内企業の収益改善や、民間設備投資の増加に個人消費の緩やかな拡大が加わり、総じて堅調な足取りで推移いたしました。

当業界におきましては、デジタル家電の普及等、半導体・液晶をはじめエレクトロニクス関連メーカーが総じて増収基調を続ける状況下、各社とも順調な業績を維持しております。一方で「偽装請負」等、コンプライアンス面への取組み姿勢に対して、各種マスメディアが報道する場面が増えており、業界環境も変化の兆しを見せ始めております。

このような状況のもとで当社は「マニファクチャリングサービス」という事業戦略コンセプトの下、中期経営計画に定めた「主力事業であるインラインソリューション事業（以下「IS事業」という）の事業体質の改善とマニファクチャリングソリューション事業（以下「MS事業」という）、エンジニアリングソリューション事業（以下「ES事業」という）、グローバルソリューション事業（以下「GS事業」という）の事業成長」に鋭意努力してまいりました。

この結果、当中間会計期間の業績は、売上高 8,188 百万円、営業利益 164 百万円、経常利益 152 百万円、中間純利益 81 百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

IS事業におきましては、「偽装請負」報道により、業界各社のコンプライアンス体制が問われる中、当社の遵法意識の高さがクライアントより評価されるものの、現場社員の採用面においては苦戦を強いられました。この結果、売上高は 6,608 百万円となりました。

MS事業におきましては、既存修理業務がメーカーでの新製品切り替えにより受注量が減少したものの、前年度 8 月より着手した半導体レーザ製品の検査業務が本格的に立ち上がったことで全体としては増収を維持することができました。この結果、売上高は 897 百万円となりました。

ES事業におきましては、4月に新卒社員 45 名を迎え入れる等、事業規模は確実に拡大しており、売上高は 288 百万円となりました。

GS事業におきましては、中国人技術者が期首在籍人員ベースで 30 名強増える等、ES事業同様に事業規模の拡大基調にあり、売上高は 394 百万円となりました。

② 当期の見通し

当期の見通しにつきましては、GS事業、ES事業が大きく業績を伸ばすとともに、IS事業、MS事業は堅調に業績拡大を図る中、全社では売上高 18,000 百万円、経常利益 500 百万円、当期純利益 290 百万円を予定しております。

IS事業においては、採用環境が悪化する中、自社採用サイト「技人」による採用強化、製造現場における給与・教育制度の充実化等による定着率向上等により、在籍社員数を拡大していくとともに、請求単価の見直し交渉を行うことで売上増となることを見通しております。

MS事業においては、既存修理業務の受注減を新規業務の受注により挽回し、事業全体では売上増となる見通しであります。

E S 事業においては、前期より増員している在籍技術者について待機発生を最小限に留めることで売上増となる見通しです。

G S 事業においては、中国人 07 年新卒派遣技術者 79 名 (06 年新卒 48 名) が 10 月以降に順次派遣開始される予定であり、大幅な事業成長を見込んでおります

(2) 財政状態に関する分析

①資産、負債及び純資産の状況

当中間会計期間末の総資産は 4,001 百万円となり、前事業年度末に比べ 63 百万円の増加となりました。主な要因としては、売掛金が 148 百万円増加及び有形固定資産が 23 百万円増加し、現金及び預金が 115 百万円減少したこと等によるものであります。

負債合計は 3,108 百万円となり、前事業年度末に比べ 17 百万円の減少となりました。主な要因としては、未払法人税等が 99 百万円減少及び未払費用が 36 百万円減少し、短期借入金が 100 百万円増加したこと等によるものであります。

純資産の部は 892 百万円となり、前事業年度末に比べ 81 百万円の増加となりました。これは利益剰余金が 81 百万円増加したことによるものであります。

②当中間会計期間のキャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物 (以下「資金」という。) は、前事業年度末に比べ 115 百万円減少し、当中間会計期間末では 1,206 百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は 182 百万円となりました。これは主に税引前中間純利益が 152 百万円となりましたが、売上債権が 148 百万円増加及び法人税等支払額が 172 百万円となったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 33 百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が 31 百万円となったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は 100 百万円となりました。これは短期借入金の純増額 100 百万円によるものであります。

当社のキャッシュ・フロー指標のトレンドは下記のとおりであります。

	平成 19 年 3 月期	平成 19 年 9 月中間期
自己資本比率 (%)	20.6	22.3
時価ベースの自己資本比率	—	—
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (年)	3.5	—
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	26.2	—

自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー／利払い

※営業キャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いにつきましては、キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

(注 1) 時価ベースの自己資本比率については、当社は当中間会計期間末において非上場のため記載を省略しております。

(注 2) キャッシュ・フローは営業キャッシュ・フローを利用しております。

(注 3) 有利子負債は貸借対照表 (中間貸借対照表) に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を利用しております。

(注 4) 平成 19 年 9 月中間期は、営業キャッシュ・フローがマイナスのため、キャッシュ・フロー対有利子負債比率、インタレスト・カバレッジ・レシオは記載しておりません。

(3) 利益配分に関する基本方針及び当期の配当

当社は、株主への利益還元を経営の重要な使命であると認識しつつ、一方で企業成長を実現するための事業戦略の展開に備え、資金を内部留保することも重要であると考えており、株主還元と内部留保のバランスに留意しながら配当を実施することを配当政策の基本方針に据えております。内部留保金につきましては、財務体質の改善に充てるとともに事業成長のための資金に活用していく予定であります。また、剰余金の配当の回数については、中間配当、期末配当の年 2 回とすることも基本方針としております。

上記配当基本方針に則り、当期の配当につきましては、安定的な経営基盤の確立のため内部留保の充実を図ることを優先しております。今後、継続的かつ安定的な配当を早期に実施できるよう配当原資の確保に向け、財務体質の改善、収益力の強化を急いでまいります。

(4) 事業等のリスク

当社の事業等に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりであります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日 (平成 19 年 11 月 9 日) 現在において当社が判断したものであります。

①法的規制等について

当社の主力事業である I S 事業は、取引先構内での業務請負事業と製造派遣事業にて構成されております。業務請負事業につきましては、管轄省庁の許認可を必要とせず、労働省告示第 37 号にて示される労働者派遣との区分に則り、事業を推進しております。一方、製造派遣事業は、特定労働者派遣 (派遣する労働者が常用雇用される派遣事業) の形態であり、厚生労働大臣への届出を必要とする事業となっております。当社は、I S 事業の推進にあたって、担当業務の特質、取引先の意向等を勘案し、「業務請負」か「製造派遣」のいずれの形態にて担当するか、取引先と十分に協議を行うとともに、各地方労働局より発布されている「適正請負にかかる自主点検ガイドライン」に準拠した入念なチェックを実施する等、遵法に対応しております。

しかしながら、労働局等所轄官庁が当社取引先及び当社の運用実態に対して基準を満たしていないと結論付けた場合には、取引先及び当社に対する是正勧告、業務改善命令、事業停止命令等の行政指導が発せられる恐れがあり

ます。そうした指導を受けた場合、当社の経営、業績にも重大な影響が及ぶ可能性があります。

また、現行法令の改正やその運用方法の見直し等により、業務請負会社に対する規制強化が図られた場合には、取引先及び業務請負会社である当社に対して、より高度なコンプライアンス体制が求められる可能性があります。

②取引先企業の生産変動について

当社の主力事業である I S 事業は、当社取引先であるメーカーの生産性向上に貢献し、且つ当社サイドで生産変動に対する投入人員数が調整できる出来高請負を積極展開しておりますが、現在では尚、生産変動にあたり、投入人員数に直接影響を受ける製造派遣が主体となっております。現在、当社の最も取引量の多い取引先業種は、エレクトロニクス分野のメーカーであります。当該業界では、デジタル化技術の進展に伴い、製品ライフサイクルの短縮化とコストダウンスピードの迅速化が求められており、生産変動も頻繁に生じております。また、取引先メーカーは、グローバルな視点で生産拠点の最適化を模索する動きを活発化させており、生産ラインの統廃合も頻繁に行なわれております。

こうした取引先の生産動向の変化や生産拠点戦略の変更等は、今後も規模の大小を問わず常に生じるものと考えられます。取引先企業の大規模且つ急激な生産変動が生じた場合には、当社の業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

③現場社員の育成・確保について

平成 19 年 9 月 30 日現在、当社においては 4,500 人を超える現場社員を雇用しておりますが、取引先からのニーズ、給与水準、他を総合勘案した結果、その大半を 20 代前半から 30 代前半にかけての若年層にて構成しております。しかしながら、我が国の若年人口は、出生率の低下もしくは少子化によって昭和 60 年代から減少しており、今後、この傾向は長期にわたって続くことが厚生労働省人口問題研究所などによって予測されております。また、若年ゆえの職業意識の欠如、技能スキル・経験の不足等、生産性向上の障害となる事象も散見され、絶え間ない指導・育成体制の構築が求められております。

こうした若年人口の減少傾向下での若年現場社員確保策として、当社は携帯電話を活用した応募サイトを活用する等の新しい採用ルートを開発し、人材確保の改善を図っております。また、若年現場社員の職業意識の向上と技能スキル向上等につながる人事制度（評価制度、給与制度、表彰制度、教育制度、他）を構築し、社員育成を図っていくことを計画しております。

しかしながら、労働市場は、景気回復基調に乗り有効求人倍率も改善される傾向の中で売り手市場への変化が速まっており、今後、当業界の採用環境は一層厳しくなることが予想されます。また、現場社員の育成に繋がる人事制度の完全構築には一定の時間を要するものと考えます。

このように現場社員の確保・育成のための施策が目論見どおり機能せず、当社の求める人材の確保や育成が計画通りに進まない場合においては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④労働災害等のリスクについて

当社の推進する I S 事業、MS 事業は、取引先メーカーの工場構内、自社テック（自社工場）等において、製造請負、製造派遣を行っております。製造請負においては、取引先企業との業務請負契約によって取引先企業の生産量や生産期限、品質あるいは取引先企業の備品を使用するにあたっての備品管理といった領域まで責任を負っております。一方、製造派遣は法律上、人材を取引先メーカーに派遣し、派遣した人員の指揮命令等の労務管理が派遣先に委ねられる形態となっております。

両取引形態は、業務を遂行する現場社員が労働災害に見舞われた場合において責任主体が異なり、製造派遣においては取引先企業がその損害についての責任を負うのに対し、製造請負は請負会社が責任を負うこととなります。

当社は、こうした労働災害の責任を問われることが多くとも、ものづくりを主体的に行うことのできる製造請負を積極的に展開しております。労働災害に関しましては、基本的に労働保険の適用範囲内で解決されるものと考えておりますが、当社の瑕疵が原因で発生した労働災害において、被災者が労働保険の適用を超えて補償を要求する等、訴訟問題に発展した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤当業界への参入障壁について

業務請負事業につきましては、管轄省庁の許認可を必要とせず、労働省告示第 37 号にて示される労働者派遣との区分に則り、事業を推進しております。許認可を必要とせず、且つ事業開始にあたって設備投資等の大規模な資金を必要とすることもないことから、業務請負のための現場社員の確保がかなえば、比較的参入しやすい業界であると見られております。

また、平成 11 年 12 月に施行された改正労働者派遣法では附則 4 項前段に「何人も、物の製造の業務であってその業務に従事する労働者の就業の実状並びに当該業務に係る派遣労働者の就業条件の確保及び労働力の需給の適正な調整に与える影響を勘案して厚生労働省令で定めるものについては、当分の間、労働者派遣事業を行ってはならない。」と規定されておりましたが、平成 15 年 6 月の法改正において上記附則 4 項が廃止され平成 16 年 3 月より製造業の生産工程への労働者派遣が解禁されました。

当社は、上述のような参入障壁が高いとは言えない状況において、ものづくりに特化する姿勢を明確に打ち出し、且つ取引先メーカーから技術的信頼を勝ち得よう自社内に技能スキルを蓄積してまいりました。その一つとして、MS 事業でのテック (自社工場) 運営ノウハウが挙げられます。

しかしながら、取引先のニーズも多様化しており、技術的信頼性だけで競争優位を築くことが難しい場合もあり、今後、労働者派遣業者を始めとする他業界企業の参入が増加し、それにより市場の競争が激化した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥MBOファンドが筆頭株主であることについて

当社は、ベンチャーキャピタルである株式会社ジャフコが運営する「ジャフコ・バイアウト 2 号投資事業有限責任組合」及び「JAFCO Buyout No. 2 Investment Limited Partnership (Cayman) L.P.」から出資を受け、平成 16 年 10 月に MBO を実施いたしました。この結果、本書提出日 (平成 19 年 11 月 9 日) 現在の MBO ファンドによる出資比率は合計 37.3% となっております。一般的にファンド (投資事業組合) による株式の所有目的は、株式を将来売却することにより、キャピタルゲインの極大化を図ることにあります。当社の場合においては、ジャスダック市場への上場後にファンドが所有する株式の全部又は一部が売却されることが予想されております。

また、当該 MBO ファンドは平成 26 年 12 月 31 日を解散期限としていることから、当該時期が近づけば一層売却インセンティブが高まり、現行の経営体制の存続是非を問うことなくキャピタルゲインだけを追求する場面が到来することも想定されます。

このように当社筆頭株主である MBO ファンドの特性を踏まえた時、株主構成が劇的に変化することも予想され、結果として、現行の経営体制が変更されることも想定されます。その場合、当社のビジネスモデル、経営体制をはじめ当社企業価値等に大きな変化が生じる可能性があります。

⑦取引先メーカー及び応募者等の情報管理について

当社は、当社が展開する事業の特性上、取引先メーカーの生産計画や新製品の開発にかかわる機密性の高い情報に接することがあります。また、4,500 人を超える現場社員を維持、増加させる過程で生じる応募者及び退職者を含めた社員の個人情報を知りうる立場にあります。従いまして、これらの情報管理はきわめて重要であると認識しております。

取引先メーカーから得る企業情報に関しては、当社社員に対して入社時における秘密保持の誓約書を提出させ、その上で当社と取引先メーカーとの間で業務委託契約を締結し、機密情報の管理の徹底を図っております。

また、社員の入退社の際に得る個人情報に関しては、入社前の採用活動段階よりその取り扱いには十分に留意しており、採用候補者に対しては採用試験の可否結果判明後の履歴書等の保管または廃棄にかかる対応方法について本人の意思確認をする等、個人毎の情報管理の徹底を図っております。

このように当社では、秘匿性の高い企業情報、個人情報の情報管理に万全を期していると考えておりますが、何らかの要因で当社から取引先メーカーの企業情報や個人情報が漏洩した場合には、当社の信用が失墜し、業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧財務体質の現状とそれに伴う資金調達について

当社は、設備投資を伴わないビジネス特性を有しているにも拘わらず、MBOを経て現行組織体制に移行してきた経緯から創業者等への退職慰労金等の拠出もあり、当中間会計期間末においては株主資本比率が 22.3%に留まっております。このため、資金調達において借入金に依存する財務体質となっており、日本銀行によるゼロ金利政策解除を受け、調達金利が上昇局面を迎えるような場合には、損益面で影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、運転資金に対する主たる借入金の調達にあたり、大手 4 行（三菱東京UFJ 銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、商工組合中央金庫）と 1 年契約のシンジケート方式のコミットメントライン契約（リボルビング・クレジット・ファシリティ契約）を締結しております。当該契約条項の中には、決算期及び中間期の末日における貸借対照表の純資産額が前年決算期末日、前年中間期末日の純資産額の 80%の金額以上に維持すること、営業損失又は経常損失が生じないようにすること、等の財務制限条項が定められております。当中間会計期間末において、当該借入金残高は 1,200 百万円であり、純資産額は 892 百万円であります。

現状において、当該契約年度中に当該財務制限条項に抵触する確率は低いと判断しておりますが、仮に当該財務制限条項に抵触した場合には、貸付人に当社に対する全債権の返済を求められるリスクも生じます。そうした状況に至った場合、当社の事業活動及び財政状況等に影響を与える可能性があります。

⑨取締役会について

当社は、取締役会設置会社ですが、当社の取締役は平成 19 年 9 月 30 日現在、法令に定める最低員数である 3 名体制であり、補欠取締役も予め株主総会で選任しておりません。今後、社外取締役も含めた取締役の増員を検討して行く方針ではありますが、何らかの事情により 1 名以上の取締役が欠けた場合、一時取締役を選任しなければならない事態に至ります。

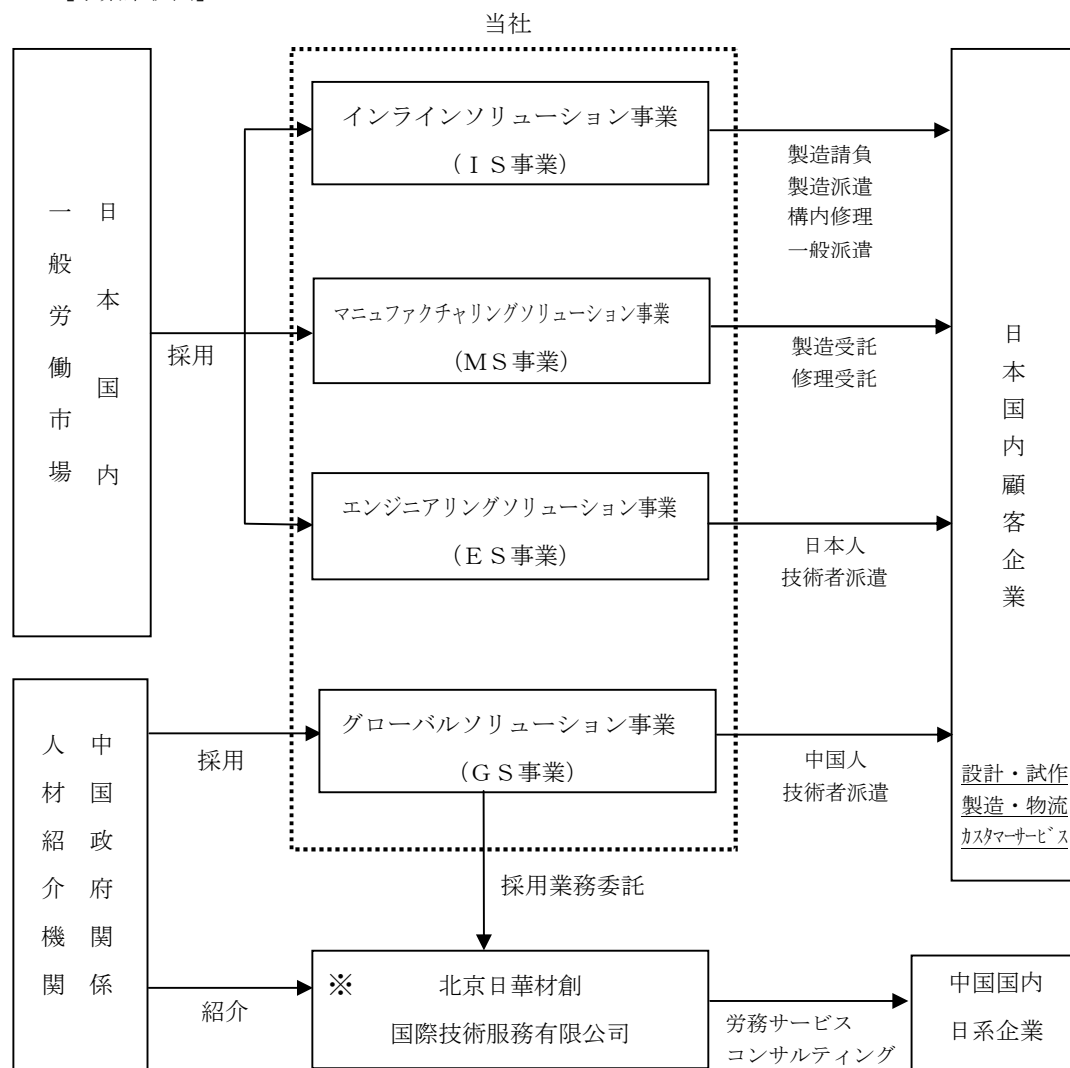
そして仮に取締役の選任が遅れた場合には、当社の経営活動に支障が生じ、当社の事業戦略、業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

2. 企業集団の状況

当社は、製造業の戦略的パートナーを標榜し、製造アウトソーシング事業を展開しております。事業コンセプトを「マニファクチャリングサービス」と定義し、製造業のものづくりを「設計・開発、試作・評価、生産・品質管理、検査、修理・CS」と各段階でトータルにサポートしております。当社は、取引先の生産プロセスに着眼し、製造・修理の分野において取引先の構内で人材の提供と製造ラインの管理を請負う「インラインソリューション事業 (IS 事業)」、製造・修理の分野において自社テック (自社工場) で受託する「マニファクチャリングソリューション事業 (MS 事業)」、設計・開発の分野において日本人技術者を派遣する「エンジニアリングソリューション事業 (ES 事業)」、メーカーの日本または中国でのものづくりに中国人技術者を派遣する「グローバルソリューション事業 (GS 事業)」の 4 つの事業を有しております。事業間の相乗効果を発揮しながら取引先にトータルなアウトソーシングソリューションの提供を行っております。また、社内に「人材の SCM (サプライチェーンマネジメント)」を構築し、事業間を越えて人材を活用・育成することで人材の有効活用と、より有能な人材の提供を目指しております。なお、北京日華材創国際技術服务有限公司については、GS 事業の中国拠点として活動しております。

以下に、各事業の事業系統図を記載いたします。

[事業系統図]



※ 北京日華材創国際技術服务有限公司は、当社子会社ではありますが、非連結子会社且つ非持分法適用会社であります。

3. 経営方針

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、中期経営計画（平成 20 年 3 月期（第 23 期）から平成 22 年 3 月期（第 25 期）まで）の中で以下の 2 点を中期経営方針として掲げております。

- ・ メーカーを代替する「ものづくり機能」を発揮する
- ・ 多様な人材を開発する「ひとづくり機能」を発揮する

この中期経営方針を掲げた背景には、外部環境の変化があります。具体的には、労働者派遣法を中心とした人材ビジネスを取り巻く法規制の改正、メーカーの要求事項の変化等、業界構造そのものの変化であります。こうした環境下、当社は自らの組織文化である「ものづくり」と「ひとづくり」への拘りを強め、一層の差別化を図り、変化をチャンスと捉えた戦略を展開してまいります。

さらに具体的な全社的な戦略として、以下の 3 点を掲げております。

- ・ 事業構造の変革により、川上から川下までの「総合ソリューションサービス」を推進する
- ・ 「ひとづくり機能」を支える仕組としての人材サプライチェーンを確立する
- ・ 上記を実践することで人材とサービスの付加価値を高めて収益力を向上させる

これらの戦略の展開にあたり、当社の社名にもある「マニファクチャリングサービス」を事業ドメインと定め、提供するソリューション事業を「I S 事業」「MS 事業」「E S 事業」「G S 事業」という事業カテゴリに区分し、従来型の人材派遣や製造業務請負とは異なるサービス価値の高い事業を推進することで企業価値を高めて株主の皆様のご期待に応えてまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社が中期的目標として掲げる経営指標は、経常利益率 5%であり、当該指標の早期達成を目指しております。

当社は、当該指標達成に向けて中期経営計画の中で内部付加価値の向上を掲げております。具体的には、中期経営計画最終年度である第 25 期（平成 22 年 3 月期）に売上総利益率 18.4%を実現するべく利益体質の改善に努めてまいります。その施策として売上総利益率の向上のために当該利益率の高い MS 事業、G S 事業の売上高構成比を高めるとともに当社中核事業である I S 事業の原価改善を図ってまいります。

また、今後は、上場企業として企業価値向上に真摯に取り組む中で株主資本利益率、一株当たり利益といった経営指標に関しても目標数値を定め、中期的視点に立脚して目標数値の達成を目指してまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は経営の基本方針でも掲げているとおり、平成 20 年 3 月期から平成 22 年 3 月期までの中期経営計画で「マニファクチャリングサービス」をこの業界の新しい事業ドメインとして位置付け、「メーカーの生産プロセスに応じてトータルにサポートする為に、4つのソリューションを提供する」ことを戦略の基本コンセプトに置いております。

まず主力である I S 事業は、「取引先の構内（造語として「インライン」とした）で発生する様々な課題に対して優秀な人材とノウハウを持って問題解決する」事業として従来型の人材派遣や製造請負とは一線を画すことを目指しており、規模の拡大よりも事業の質を追求し、当社の特徴でもある「出来高請負サービス」を拡充させることで収益性を高めていく方向です。ものづくりを志向する当社としては、I S 事業において出来高請負比率を高めることで、事業面での差別化を図るとともに偽装請負等への対応においても遵法性を維持してまいります。

MS 事業は、「取引先の構内では解決できない様々な課題を「テック」の設備と技術を駆使して問題解決する」事業として当社の「マニファクチャリングサービス」を最も具現化した事業であり、リソースの重点配分を図り、事業

拡大を進めていく方向であります。MS 事業は、当社が掲げる「ものづくり機能の発揮」をする上で技術的ノウハウの開発、蓄積をはかる事業と位置づけられます。またMS 事業では修理業務を中心としたカスタマーサービス分野の受託業務を強みとしております。

ES 事業は、平成 17 年 4 月に新規に事業立上げを図った技術者派遣事業であります。当社は当該分野においては後発であることから、「IS 事業やMS 事業との事業連携が図れる技術分野へ特化すること」を基本に、

- ・ 製造分野の分かる技術集団を構築し付加価値の高い受託開発まで発展させる基礎を構築する
- ・ ものづくり上重要な市場である「生産技術」「試作評価」分野へ新卒技術者を派遣する

ことを差別化のポイントとして成長戦略を描いております。また労働市場における技術者不足を解消するために「社内FA制度」を活用し、人材サプライチェーンを構築しております。これにより、IS 事業やMS 事業で実績が評価できる人材をES 事業へ配置転換し、同時に人材としての付加価値を高めてまいります。

GS 事業は、「メーカーがグローバル戦略を実行する中で発生する様々な課題を解決する」事業と位置づけ、現在は「世界の工場」と謳われる中国関係の事業に特化しております。具体的な事業内容としては、中国で優秀な大卒技術者やキャリア技術者を採用し、日本のメーカーの技術開発部門へ派遣するというビジネスモデルであります。「日本のものづくり」を体験した人材は、将来的に中国とのパイプ役となる技術者、日本のメーカーの中国現地子会社の中核技術者等として活躍することが期待され、当該事業の評価を高めていくものと考えております。

当社は上記の通り 4 つのソリューション事業を戦略的に事業成長させることで事業間シナジーを発揮し、日本のものづくりと、ものづくり人材に対して貢献する事業を推進してまいります。

また、前事業年度においては、経済産業省が管轄している「平成 18 年度サービス産業創出支援事業」の「実務教育サービス分野」において「外部人材の生産性向上」というテーマで修理技術者の育成を事業として申請し、委託事業として認可を受け、平成 19 年 3 月に完了させております。

(4) 会社の対処すべき課題

当社の対処すべき課題としては、「現場社員の安定確保」、「当業界に対する各種報道への的確な対応」、「MS 事業拡大に向けた自社工場（テック）の拡充」、「事業間シナジー発揮のための戦略的人材育成」の 4 点と認識しております。

①現場社員の安定確保

当中間会計期間は、堅調な市場拡大にありながらも、現場社員の確保が近年になく困難な状況が続きました。当該状況は、当社だけの傾向ではなく、人材ビジネス業界共通の問題であり、人材の確保は同業間においても熾烈な競争となっております。当社としては、募集計画の見直しを踏まえ、新卒採用の強化を行い、安定的な人材確保策を講じてまいります。今後の重要施策としては、獲得・確保を前提としながらも、人材の「定着」策の強化に注力していきます。そのために、福利厚生制度、人事制度、教育研修制度等を社内外の意見を取り入れ検討し、一度確保した人材がより長く定着する企業風土づくりを行ってまいります。

②当業界に対する各種報道への的確な対応

当社は、業界を取り巻く環境等、外部環境変化への的確な対応が求められております。具体的には、当業界の問題として頻繁に報道されている「偽装請負」に関する当社としての対応スタンスを明確にしていく必要があります。当社は、今後も各種法令に則り、遵法に事業運営を進めてまいります。一方で事業実態にそぐわない規制の緩和、若しくは当業界のイメージを傷つけるような違法業者の排除等について、業界団体を通じて官公庁、経済界へ訴えてまいりたいと考えております。

③MS 事業拡大に向けた自社工場（テック）の拡充

当社は、前述の採用難、適正請負化要請といった課題への対処方法にも繋がる施策として、自社工場（テック）

を拡充してまいります。当該施設を拡充することは、同業他社との差別的優位性を有するMS事業をより拡大していくことにもなり、当社の発展に寄与するものと考えております。

具体的には、既存業務として受託しているデジタル製品の修理業務、半導体レーザー製品のエージング業務・組立業務等の業務量を増やすとともに新規業務に着手してまいります。新規業務としては、新たに設備拡充をはかるSMT (基板表面実装) ラインを活かし、実装業務の受託を目指します。

こうした既存業務の業務量拡大、新規業務の着手等により、テックの新設または増床も検討していかなければならない状況が訪れるものと考えております。

当社は、テックを基点にして一層ものづくり分野に特化し、他の業務請負会社との差別化を図ってまいり所存であります。

④事業間シナジー発揮のための戦略的人材育成

当社が進めるIS事業、MS事業、ES事業、GS事業の4つのソリューション事業の戦略的融合、事業間シナジーの向上も対処すべき課題であると認識しております。当社は、製造業の戦略的パートナーを標榜しており、その実現には4つのソリューション事業を展開していくことが必須条件であると考えております。そしてその実現のための手段としては、製造工程の各プロセスにおいて技術的蓄積を図るとともに当該技術にて貢献できる質の高い人材を戦略的に育成し、設計・開発等の業務から生産・修理等の業務に至るまでの人材供給のサプライチェーンを築いていくことが重要であると認識しております。

(5) 内部管理体制の整備・運用状況

当該事項につきましては、ジャスダック証券取引所のウェブサイト (<http://jds.jasdaq.co.jp/teki/ji/>) に開示しております「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載しておりますのでご参照ください。

4. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金		1,206,775		1,322,641	
2 売掛金		2,328,499		2,179,564	
3 たな卸資産		9,448		12,559	
4 前払費用		67,151		65,583	
5 繰延税金資産		83,122		80,018	
6 その他		27,468		15,697	
貸倒引当金		△2,334		△2,183	
流動資産合計		3,720,132	93.0	3,673,882	93.3
II 固定資産					
1 有形固定資産	※1	67,813		44,390	
2 無形固定資産		22,990		24,318	
3 投資その他の資産					
(1) 関係会社出資金		23,365		23,365	
(2) 長期前払費用		10,233		11,249	
(3) 繰延税金資産		8,741		8,768	
(4) 敷金及び保証金		148,428		151,894	
投資その他の資産合計		190,768		195,278	
固定資産合計		281,572	7.0	263,987	6.7
資産合計		4,001,705	100.0	3,937,870	100.0

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 短期借入金	※3	1,200,000		1,100,000	
2 未払金		936,193		923,644	
3 未払費用		274,591		310,753	
4 未払法人税等		86,137		185,651	
5 未払消費税等	※2	196,517		226,483	
6 預り金		258,160		245,678	
7 賞与引当金		157,097		134,204	
8 その他		206		114	
流動負債合計		3,108,904	77.7	3,126,530	79.4
負債合計		3,108,904	77.7	3,126,530	79.4
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		430,800	10.8	430,800	10.9
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		146,219		146,219	
資本剰余金合計		146,219	3.6	146,219	3.7
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		315,782		234,321	
利益剰余金合計		315,782	7.9	234,321	6.0
株主資本合計		892,801	22.3	811,340	20.6
純資産合計		892,801	22.3	811,340	20.6
負債純資産合計		4,001,705	100.0	3,937,870	100.0

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)			
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
I 売上高			8,188,919	100.0	15,322,954	100.0	
II 売上原価			6,918,651	84.5	12,811,121	83.6	
売上総利益			1,270,267	15.5	2,511,833	16.4	
III 販売費及び一般管理費			1,105,815	13.5	2,088,067	13.6	
営業利益			164,452	2.0	423,765	2.8	
IV 営業外収益	※1		2,280	0.0	20,350	0.1	
V 営業外費用	※2		14,334	0.1	16,705	0.1	
経常利益			152,398	1.9	427,410	2.8	
VI 特別損失	※3		—	—	3,358	0.0	
税引前中間(当期)純利益			152,398	1.9	424,052	2.8	
法人税、住民税及び事業税		74,015			218,483		
法人税等調整額		△3,076	70,938	0.9	△28,752	189,730	1.3
中間(当期)純利益			81,460	1.0	234,321	1.5	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 19 年 9 月 30 日)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(千円)	430,800	146,219	146,219	—	—	234,321	234,321	811,340	811,340
中間会計期間中の変動額									
中間純利益						81,460	81,460	81,460	81,460
中間会計期間中の変動額合計(千円)	—	—	—	—	—	81,460	81,460	81,460	81,460
平成19年9月30日残高(千円)	430,800	146,219	146,219	—	—	315,782	315,782	892,801	892,801

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

前事業年度の株主資本等変動計算書 (自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(千円)	430,800	423,700	423,700	7,865	4,000	△289,345	△277,480	577,019	577,019
事業年度中の変動額									
損失処理による資本準備金の取崩額		△277,480	△277,480			277,480	277,480	—	—
損失処理による利益準備金の取崩額				△7,865		7,865	—	—	—
損失処理による別途積立金の取崩額					△4,000	4,000	—	—	—
当期純利益						234,321	234,321	234,321	234,321
事業年度中の変動額合計(千円)	—	△277,480	△277,480	△7,865	△4,000	523,667	511,802	234,321	234,321
平成19年3月31日残高(千円)	430,800	146,219	146,219	—	—	234,321	234,321	811,340	811,340

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 中間キャッシュ・フロー計算書

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間(当期)純利益		152,398	424,052
減価償却費		9,900	12,267
長期前払費用償却額		5,364	10,589
貸倒引当金の増加(△減少)額		151	400
賞与引当金の増加(△減少)額		22,892	47,542
受取利息及び受取配当金		△1,124	△864
支払利息及び社債利息		7,154	11,989
売上債権の減少(△増加)額		△148,935	△401,009
たな卸資産の減少(△増加)額		3,111	△1,294
前払費用の減少(△増加)額		△1,567	△9,180
未払金の増加(△減少)額		12,548	50,914
未払費用の増加(△減少)額		△36,284	145,195
未払消費税等の増加(△減少)額		△29,966	79,998
預り金の増加(△減少)額		12,482	95,349
その他		△12,813	△6,756
小計		△4,686	459,192
利息及び配当金の受取額		1,124	864
利息の支払額		△7,032	△11,919
法人税等の支払額		△172,161	△136,198
営業活動によるキャッシュ・フロー		△182,756	311,938
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△31,044	△30,590
無形固定資産の取得による支出		△950	△20,815
その他		△1,115	△33,839
投資活動によるキャッシュ・フロー		△33,110	△85,245
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額		100,000	△150,000
長期借入金の返済による支出		—	△70,000
社債の償還による支出		—	△140,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		100,000	△360,000
IV 現金及び現金同等物の増加(△減少)額		△115,866	△133,306
V 現金及び現金同等物の期首残高		1,322,641	1,455,948
VI 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※	1,206,775	1,322,641

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
1 たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 仕掛品 総平均法による原価法を採用しております。 (2) 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。	(1) 仕掛品 同左 (2) 貯蔵品 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 (ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法) を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5 年) に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
3 繰延資産の処理方法	(1) 株式交付費 支出時に全額費用として計上しております。	—————
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左

項目	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)
6 中間キャッシュ・フロー計算書 (キャッシュ・フロー計算書) における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7 その他中間財務諸表 (財務諸表) 作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

(6) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)
<p>(減価償却方法の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更による損益の影響は軽微であります。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は811,340千円であります。</p>

(7) 追加情報

当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)
<p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる損益の影響は軽微であります。</p>	—

(8) 中間財務諸表に関する注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期末 (平成19年9月30日)	前事業年度 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 35,871千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 28,249千円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ未払消費税等として表示しております。	※2 _____
※3 当社は事業拡大に伴う増加運転資金を賄うためにシンジケート方式によるコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当中間会計期末の借入未実行残高は次のとおりであります。 コミットメントラインの総額 1,500,000千円 借入実行残高 1,200,000千円 差引額 300,000千円	※3 当社は事業拡大に伴う増加運転資金を賄うためにシンジケート方式によるコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく前事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 コミットメントラインの総額 1,500,000千円 借入実行残高 1,100,000千円 差引額 400,000千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 824千円 受取配当金 300千円	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 564千円 受取配当金 300千円 業務受託収入 18,732千円
※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 7,154千円 株式交付費 3,814千円 上場関連費用 1,143千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 11,334千円 社債利息 655千円
※3 _____	※3 特別損失のうち主要なもの 商標権償却 3,358千円
4 減価償却実施額 有形固定資産 7,621千円 無形固定資産 2,278千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 9,514千円 無形固定資産 2,752千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	20,606	—	—	20,606
合計	20,606	—	—	20,606

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式 数(株)	当事業年度減少株式 数(株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	16,438	4,168	—	20,606
A種株式	2,452	—	2,452	—
合計	18,890	4,168	2,452	20,606

(注) 当社は平成18年12月6日をもって、発行済みのA種株式の全部を普通株式に転換しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 1,206,775千円</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u> </u></p> <p>現金及び現金同等物 1,206,775千円</p>	<p>※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 1,322,641千円</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u> </u></p> <p>現金及び現金同等物 1,322,641千円</p>

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)				前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)			
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)				1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)			
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建物	2,933	1,262	1,670	建物	2,933	1,018	1,914
機械装置	7,000	583	6,416	機械装置	3,580	3,281	298
工具器具備品	10,405	7,515	2,890	工具器具備品	10,405	6,024	4,381
ソフトウェア	188,811	100,944	87,866	ソフトウェア	202,811	96,063	106,747
合計	209,149	110,306	98,843	合計	219,729	106,388	113,341
② 未経過リース料中間期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内			42,701千円	1年以内			41,564千円
1年超			57,808千円	1年超			73,378千円
合計			100,509千円	合計			114,943千円
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料			22,234千円	支払リース料			47,372千円
減価償却費相当額			21,498千円	減価償却費相当額			45,706千円
支払利息相当額			800千円	支払利息相当額			1,985千円
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
利息相当額の算定方法				利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			
2 オペレーティング・リース取引 (借主側)				2 オペレーティング・リース取引 (借主側)			
未経過リース料				未経過リース料			
1年以内			6,719千円	1年以内			8,080千円
1年超			3,693千円	1年超			6,437千円
合計			10,412千円	合計			14,518千円

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません。

前事業年度末 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名	当社の従業員 63名
株式の種類別ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 120株	普通株式 103株
付与日	平成19年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年7月21日から 平成29年6月27日まで	平成21年7月21日から 平成29年6月27日まで
権利行使価格 (円)	(注) 3	(注) 3
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権発行時において当社または当社子会社及び当社の関連会社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社及び当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - ③当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。
3. 本新株予約権付与日現在において、当社は非上場であり、権利行使価格は、平成 19 年 3 月期を基準期とした株式会社ジャスダック証券取引所への株式上場の際に行なう株式公開時の新規募集株式の発行価格としているため、記載していません。なお、平成 19 年 10 月 16 日に発行価格が 150,000 円に決定されたことに伴い、権利行使価格も 150,000 円となりました。

前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

当事業年度において存在したストック・オプションの内容

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 2 名、監査役 1 名、関係会社取締役 2 名、従業員 21 名	取締役 2 名、監査役 2 名、関係会社取締役 2 名、従業員 441 名
株式の種類別ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 400 株	普通株式 1,500 株
付与日	平成17年 3 月 15 日	平成18年 3 月 30 日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年 3 月 15 日から 平成27年 3 月 14 日まで	平成21年 3 月 13 日から 平成28年 3 月 10 日まで
権利行使価格 (円)	50,000	60,000
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ②新株予約権発行時において当社または当社子会社及び当社の関連会社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社及び当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ③当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。
- ④その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(企業結合等)

当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	43,327円25銭	39,374円00銭
1株当たり中間(当期)純利益金額	3,953円25銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、新株予 約権の残高はありますが、当社株式 は非上場であり期中平均株価が把握 できないため記載しておりません。	11,371円51銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、新株予 約権の残高はありますが、当社株式 は非上場であり期中平均株価が把握 できないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月 31 日)
1株当たり中間(当期)純利益金額		
中間(当期)純利益(千円)	81,460	234,321
普通株式に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	81,460	234,321
期中平均株式数(株)	20,606	20,606
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜在株式の概 要	新株予約権(新株予約権の数 1,840個)	新株予約権(新株予約権の数 1,709個)

(注) 平成 18 年 12 月 6 日をもって、A種株式 2,452 株を普通株式 4,168 株に転換しております。このため前事業年度の期中平均株式数は、当該転換が期首に行われたものとして算出しております。

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(新株式の発行)</p> <p>当社株式は、平成19年10月25日にジャスダック証券取引所に上場いたしました。上場の際して、平成19年9月20日及び平成19年10月5日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成19年10月24日に払込が完了いたしました。</p> <p>この結果、資本金は500,550千円、発行済株式総数は21,606株となっております。</p> <p>1. 募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)</p> <p>2. 発行する株式の種類: 普通株式 1,000株 及び数</p> <p>3. 発行価格 : 1株につき 150,000円 一般募集はこの価格にて行いました。</p> <p>4. 引受価額 : 1株につき 139,500円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。 なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。</p> <p>5. 発行価額 : 1株につき 110,500円</p> <p>6. 資本組入額 : 1株につき 69,750円</p> <p>7. 発行価額の総額 : 110,500千円</p> <p>8. 資本組入額の総額 : 69,750千円</p> <p>9. 払込金額の総額 : 139,500千円</p> <p>10. 払込期日 : 平成19年10月24日</p> <p>11. 資金の使途 : テック内のSMT(基板表面実装)ライン増設資金及び借入金の返済に充当する予定であります。</p>	<p>(第3回新株予約権)</p> <p>平成19年6月27日開催の定時株主総会において、当社の取締役に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次のとおり新株予約権を付与しております。</p> <p>1. 新株予約権の発行日 平成19年7月31日</p> <p>2. 付与対象者の区分 平成19年6月27日開催の定時株主総会終結時に在任する取締役</p> <p>3. 新株予約権の数 120個</p> <p>4. 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式</p> <p>5. 新株予約権の目的となる株式の数 120株</p> <p>6. 新株予約権の行使価額 行使価額は、平成19年3月期を基準期とした株式会社ジャスダック証券取引所への株式上場に行なう株式公開時の新規募集株式の発行価格とする。</p> <p>7. 新株予約権の行使期間 平成21年7月21日から 平成29年6月27日まで</p> <p>8. 新株予約権の行使条件</p> <p>①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>③当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。</p> <p>④その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。</p> <p>(第4回新株予約権)</p> <p>平成19年6月27日開催の定時株主総会において、当社の従業員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次のとおり新株予約権を付与しております。</p> <p>1. 新株予約権の発行日 平成19年7月31日</p> <p>2. 付与対象者の区分 平成19年6月27日開催の定時株主総会終結時に在任する執行役員及び、平成18年3月16日(第2回新株予約権の付与対象者確定の翌日)より平成19年3</p>

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>月31日までの間に採用または登用され、平成19年7月20日現在、在籍する従業員</p> <p>3. 新株予約権の数 103個</p> <p>4. 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式</p> <p>5. 新株予約権の目的となる株式の数 103株</p> <p>6. 新株予約権の行使価額 行使価額は、平成 19 年 3 月期を基準期とした株式会社ジャスダック証券取引所への株式上場に行なう株式公開時の新規募集株式の発行価格とする。</p> <p>7. 新株予約権の行使期間 平成21年7月21日から 平成29年6月27日まで</p> <p>8. 新株予約権の行使条件</p> <p>①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>③当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。</p> <p>④その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。</p>